

屋外広告物適正化旬間 9月1日(日)～10日(火) 問 都市整備課 TEL 22-3609
看板などの屋外広告物は、景観保全と事故防止の観点から法律や県の条例により設置許可、管理を義務付けられています。看板の落下や倒壊といった事故が公衆に重大な危害を及ぼすことのないよう、看板の所有者、管理者等は日頃から安全点検に取り組みましょう。

問 令和6年10月から
対象 有田市立小・中学校に通う児童生徒の給食費(生活保護・就学援助受給世帯を除く)
※生活保護・就学援助受給世帯は、各制度から扶助されます。
教育総務課 TEL 22-3758

市立小・中学校の給食費を無償化

お知らせ

Arida Information

～有田市からのお知らせ～



人口・世帯数
【令和6年8月1日現在】

人口 25,432人(前月比-16人)
男 12,121人 女 13,311人
世帯数 11,671戸

問 令和6年10月から
対象 40～74歳の有田市国保加入者
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査
がん検診
対象 今年度(令和6年)に40歳以上になる市民
※受診できる検診は、がん検診受診券に記載しています。
※10月24日(木)は胃がん検診はありません。
検診種別 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝臓ウイルス
※10月20日(日)は野菜摂取レベルが分かる「ベジチェック®」などの測定ができます。
保健年金課 TEL 22-3512
保健センター TEL 82-3223

実施日	受付時間	場所	申込締切日
10月20日(日)	8時～9時	文化福祉センター	9月30日(月)
10月24日(木)	18時～19時(ナイト健診)	保健センター	10月4日(金)
11月19日(火)	8時～9時	文化福祉センター	10月30日(水)

※すべて無料です。
※事前に予約が必要です。
電話またはWEBにてお申込みください。

WEB申込みはこちらから→



あなたの健康づくりのために！
健診を受けましょう

問 令和6年10月から
国民健康保険証の廃止に向けた「加入者情報の通知」について
マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は廃止となります。今後は市民の皆様が安心してマイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)としてご利用いただけるよう、マイナンバーの下4桁を記載した「加入者情報の通知」を9月中旬にお送りします。
通知を受け取られましたら、ご自身の個人番号が正しく登録されていることを確認いただき、マイナ保険証としてご利用ください。
保健年金課 TEL 22-3506

問 令和6年10月から
国民年金 こんなときには届出を！
国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出されなかった場合、年金額が少なくなる場合や、受け取れない場合もあります。
左記に該当するときは、必ず加入の手続きをしてください。
◇退職したとき(厚生年金加入者)
◇配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金をやめたとき(配偶者の扶養から外れたとき・離婚したとき・配偶者が65歳になったときも同様)
和歌山西年金事務所
TEL 073-447-1660
保健年金課 TEL 22-3504

問 令和6年10月から
本人通知制度をご存じですか？
本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを本人以外の人に交付した場合に、その事実を本人に通知する制度です。住民票の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。
対象 本市の戸籍又は住民基本台帳に記載がある方(過去にあった方も含む)
必要なもの 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きのもの)、代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類
市民課 TEL 22-3561

問 令和6年10月から
国民健康保険証の有効期限と今後の対応について
保険証の新規発行が廃止となる令和6年12月2日から、経過措置として、その時点で発行されている保険証は最長1年間(令和7年12月1日まで)使用することができます。
※75歳に到達される方等、有効期限が令和7年12月1日より短い場合があります。令和6年12月2日以降は紛失等による再発行を含め、新たな保険証は交付されません。原則マイナンバーカードで受診していたこととなります。
※マイナンバーカードと健康保険証の利用登録をされていない方、マイナンバーカードをお持ちでない方には「資格確認書」を交付いたします。
保健年金課 TEL 22-3506

地震・津波に備える！ ～9月1日は防災の日です～



防災の日を機会に、あらためて災害について考えてみましょう。
万が一のことを考え、自分たちはどう行動すべきか、家族、ご近所と防災についてコミュニケーションをとってみませんか。
問 防災安全課 TEL 22-3721

正しい知識を持ちましょう

- ・津波は繰り返してきます。第一波が最大とは限りません。また、津波が引いても自宅等に戻ってはいけません。
- ・30センチの津波でも巻き込まれる恐れがあります。
- ・津波はとても速くやってきます。見えてからの避難は間に合いません！
- ・水深が浅いほど津波が高くなります。1分1秒でも早い避難が重要です。

津波警報が発表されたら必ず避難を！

- ・あらかじめどこへ逃げるか調べておきましょう。
- ・強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等を見聞きしたら、いち早く海岸から離れ、可能な限り高い場所へ避難しましょう。
- ・逃げ遅れた方やどうしても遠くまで避難ができない方は、近くの小学校3階以上(津波避難ビル)などに避難しましょう。
- ・津波警報・注意報が解除され安全が確認されるまでは、決して津波浸水の危険がある地域には立ち入らないようにしましょう。
- ・ラジオやテレビなどから、正確な情報をすばやく入手できるようにしましょう。
- ・ハザードマップを過信せず、できる限り高い場所をめざして避難しましょう。

津波避難3原則
①想定にこらわれない
②最善を尽くせ
③率先避難者になれ

情報入手手段の確保を！

防災行政無線放送のデジタル化により、スマートフォン用無料アプリ「有田市防災・行政ナビ」でも放送内容が確認できるようになりました！



Android用



iPhone用

有田市公式 LINE

ご自身が受け取りたい情報を設定できるほか、メニュー画面から簡単に防災関連ページへアクセスすることができます。



和歌山県防災ナビ

県内の災害・防災・避難情報などを、アプリで提供しています。



▼能登半島地震を受けて

今年1月1日に石川県能登地方で発生した地震を受けて、有田市から消防職員12名、市職員14名を派遣し、支援にあたってきました。今回は、リエゾン業務として派遣された職員からのお話を掲載します。



経営管理部付 玉置 友樹

1月末から約1週間、リエゾン(連絡調整業務)支援を行いました。震災から約1カ月経過していましたが、断水や倒壊した建物により道がふさがれているなど、日常生活にはほど遠い状況でした。
支援業務を経験して、皆さんに今伝えたいことは「日頃の備え」です。自然災害を人の力で防ぐことは難しいと思います。しかし、避難経路の確認や災害備蓄(食料や日用品)など、災害への備えを行うことで、2次災害を防ぐことはできます。
自分自身、そして大切な人を守るためにも、災害への備えをお願いします。